

統計法に基づく  
一般統計調査

### 第21の3 市町村における相談支援

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)

資料No. 4

都道府県

指定都市名

市町村名 佐渡市

平成 30 年度分報告

3000213 1500

年表 都道府県・指定都市・中核市

※項目毎に昨年度と数値を比較し、貼付間違いや記入漏れなどないようにご注意ください!

(相談支援を利用している障害者等の人数)

	実人員 (1)	身体障害 (2)	重症心身 障害 (3)	知的障害 (4)	精神障害 (5)	発達障害 (6)	高次脳 機能障害 (7)	その他 (8)
障害者 (01)	135	14	0	42	59	5	2	13
障害児 (02)	8	2	0	5	0	0	0	1
計 (03)	143	16	0	47	59	5	2	14

(相談支援事業の実施体制)

	市町村直営で実施		
	障害者福祉 主管課で実施 (1)	直営相談支援 事業所で実施 (2)	委託相談支援 事業所で実施 (3)
身体障害 (04)	0	0	1
知的障害 (05)	0	0	1
精神障害 (06)	0	0	1

(支援方法)

	訪問 (1)	来所相談 (2)	同行 (3)	電話相談 (4)	電子メール (5)	個別支援会議 (6)	関係機関 (7)	その他 (8)	計 (9)
件数 (07)	90	40	33	133	0	47	313	31	687

(支援内容)

	福祉サービスの 利用等に 関する支援 (1)	障害や病状の理 解に関する支援 (2)	健康・医療に 関する支援 (3)	不安解消・ 情緒安定に 関する支援 (4)	保育・教育に 関する支援 (5)	家族関係 に関する 支援 (6)	家計・経済に 関する支援 (7)	生活技術に 関する支援 (8)	就労に関する 支援 (9)
件数 (08)	238	335	193	186	2	211	71	94	54
(再掲) ピアカウンセラー (09)	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	社会参加・ 余暇活動 に関する 支援 (10)	権利擁護に 関する支援 (11)	その他 (12)	計 (13)
件数 (08)	42	127	112	1665
(再掲) ピアカウンセラー (09)	0	0	0	0

記入要領

注記欄:

- 市町村における相談支援体制について、障害種別ごとに該当する欄に「1」を計上すること。  
(例えば、相談支援事業所9か所に委託している場合でも、「委託相談支援事業所で実施(3)」欄に「1」を計上。  
また、1市町村で複数の実施体制に該当する場合は、それぞれ該当する欄に「1」を計上。)  
都道府県においては、各市町村の合計を計上すること。(例えば、相談支援事業所に委託している0  
市町村が5市町村あった場合は、「委託相談支援事業所で実施(3)」欄に「5」を計上。)  
※ 都道府県においては、**相談支援事業所を実施している市町村数**(指定都市・中核市は、「1」のみ)
- 「(再掲)ピアカウンセラー(09)」は、障害当事者がサポートする形態を取った場合に、その回数(家族支援は  
含まない。)を再掲すること。

審査要領

- (相談支援を利用している障害者等の人数)  
(1) ≤ (2)+(3)+(4)+(5)+(6)+(7)+(8)
- (支援内容)  
(08) ≥ (09)